

平成 24 年 7 月 13 日

各位

全国小売酒販組合中央会  
会長 四十万 隆  
担当理事 鈴木 康雄

**お詫びとお知らせ**  
(民事再生手続開始の申立てについて)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の事業につき、格別のご厚情とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、突然のことではございますが、当会は、本日、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行い（平成 24 年（再）第 76 号事件）、弁済禁止の保全処分命令、強制執行等の包括的禁止命令、監督命令の発令を受け、監督委員に五十嵐啓二弁護士が選任されました。上記弁済禁止の保全処分により、当会は、平成 24 年 7 月 12 日以前の原因に基づく債務の弁済は一旦禁じられ、当該債務については、今後、民事再生手続の中で立案する再生計画に従って弁済されることとなります。皆様方からはこれまでご支援を頂戴してきたにもかかわらず、このような形でご迷惑をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

今般、当会が、民事再生手続開始の申立てに至った主たる理由は、当会が運営していた年金制度に基づく年金掛金の返還が困難になったことにあります。すなわち、平成 17 年になって、海外の仕組債への投資の失敗、元事務局長による年金資産の横領等により、返還の原資となるべき年金資産が大幅に棄損していることが発覚しました。当会は、投資に関与した金融機関に対し、約 160 億円の損害賠償請求訴訟を提起するなどして年金掛金返還の原資を捻出しようと尽力して参りましたが、先般、当会の敗訴が確定したことにより、年金掛金の返還は極めて困難となりました。加えて、一部の加入者から当会に訴訟が提起され、当会が第一審において敗訴した結果、当会の現預金・不動産信託受益権等に対し強制執行がなされ、現在では、当会の運営そのものが困難となるまでに至っております。そのため、当会は、民事再生手続という法的手続を執り、裁判所及び監督委員の監督の下、事業再建を図り、債権者の皆様に平等に債務を弁済することが、組合員・年金加入者をはじめとする関係者の皆様へのご迷惑を最小限に抑えることになるものと考え、苦渋の判断をした次第です。

民事再生手続とは、経済的に行き詰まって苦しい状況にある債務者について、裁判所及び監督委員の監督の下、再生計画案を策定し、これを遂行することによって、債権者との利害を調整しつつ、債務者の事業の再生を図ることを目的とした手続です。当会は、裁判所及び監督委員の監督の下、今後も酒税保全措置の実施に対する協力、社会啓発活動、飲酒環境整備事業、行政への要望等を行い、組合員の皆様のため、最善を尽くして参る所存です。この度の当会の民事再生手続開始の申立てにより、皆様方には多大なご迷惑をお掛けしているなか、誠に恐縮ではございますが、当会の事業再建のため、民事再生手続へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今般の民事再生手続におきましては、当会の申立代理人（弁護士法人大江橋法律事務所）の大阪事務所と同じビル内に設置した再生室にて民事再生手続に関する事務手続を行いますので、民事再生手続に関するご質問等は、下記の専用窓口（再生室）までお問合せください。再生室の専用ダイヤルは、当初は混み合うことも予想されますが、当会 HP (<http://ajlma.or.jp/>) によくあるご質問と回答を掲載しておりますので、そちらをご参照いただけますと幸いです。

申立てに至った経緯、今後の民事再生手続の流れ、年金掛金の処遇等につきましては、債権者説明会にてご説明させていただく予定です。説明会の詳細については「債権者説明会のご案内」をご参照ください。

**民事再生手続に関するお問合せ専用窓口**

全国小売酒販組合中央会再生室

専用ダイヤル：06-6341-2912 FAX：06-6341-0970

（受付時間）平日午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 5 時

住所：大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号梅田新道ビル 10 階

謹白

平成 24 年 7 月 13 日

債権者 各位

全国小売酒販組合中央会  
会長 四十万 隆  
担当理事 鈴木 康雄

### 債権者説明会のご案内

当会が今般の申立てに至った経緯、今後の民事再生手続の流れ、年金掛金の処遇等について債権者の皆様にご説明させていただきたく、下記のとおり債権者説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

債権者の皆様へは、「民事再生手続の申立てのお詫びと説明会のお知らせ」と記載したハガキをお送りしておりますので、説明会にご参加の際はお手元に届きましたハガキをご持参ください。会場の都合上、ご参加いただけるのは、債権者（又はその代理人）とお連れ様のみとし、当日のご出席は1債権者あたり2名までとさせていただきます。存じますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

当日のご都合がつかない方のため、説明会后、債権者説明会で配布した資料を当会 HP (<http://ajlma.or.jp/>) に掲載することを予定しております。なお、HP での開示に当たっては、一部パスワードを設定させていただきことがございます。パスワードにつきましてはお手元にお送りするハガキをご参照ください。また、債権者説明会は当会が任意に開催するものであり、ご欠席されることにより債権者の皆様に不利益が生じることはございませんので、ご安心ください。

### 記

#### 【東京会場】

- 日時 : 平成 24 年 7 月 19 日 (木) 午後 1 時~2 時半頃まで (開場 12 時半)  
場所 : 日比谷公会堂 ([http://hibiya-kokaido.com/kokaido\\_flame1c.html](http://hibiya-kokaido.com/kokaido_flame1c.html))  
住所 : 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3  
交通手段 : ●東京メトロ丸の内線「霞ヶ関駅」B2 出口より徒歩約 5 分  
●東京メトロ日比谷線又は千代田線「日比谷駅」A14 出口より徒歩約 3 分  
●東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」A5 出口より徒歩約 6 分  
●東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C4 出口より徒歩約 3 分  
●都営地下鉄三田線「内幸町駅」A7 出口より徒歩約 2 分  
●JR 山手・京浜東北線「有楽町駅」「新橋駅」日比谷口出口より徒歩約 15 分



【大阪会場】

日時 : 平成 24 年 7 月 20 日 (金) 午前 10 時から 11 時半頃まで (開場 9 時半)

場所 : エル・シアター (エルおおさか本館 2 階)

(<http://www.l-osaka.or.jp/pages/access.html>)

住所 : 〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東 3-14

交通手段 : ●京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ 300m

●京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ 500m

●地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」より東へ 1,200m

●JR 東西線「大阪天満宮駅」より南へ 850m



以上